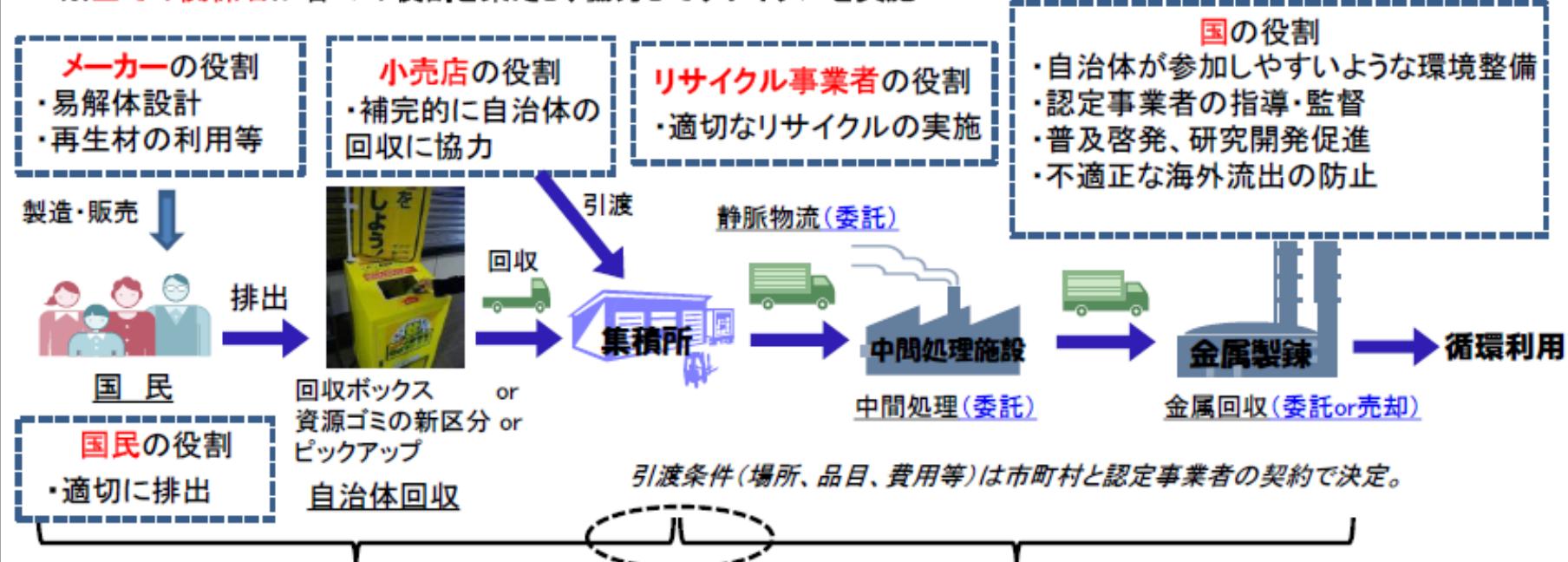


中環審答申による小型電気電子機器のリサイクル制度案

【ポイント】リサイクルをしようとする者で構成される認定事業者は、市町村等が回収した使用済小型電気電子機器の引取を実施。確実に適正なリサイクルを実施することを約束した者に限って国が認定し、廃掃法の特例を与える制度。

※全ての関係者が各々の役割を果たし、協力してリサイクルを実施



自治体の役割

- ・リサイクルの取組が可能な自治体が参加
- ・各自治体の特性に合わせて回収方法を選択
- ・対象品目も各自治体にて選択

対象品目：主に家庭から排出される小型電気電子機器
→廃掃法の特例措置の対象

特定対象品目：対象品目のうち特に資源性の高い品目
→リサイクルを特に促進すべき品目

認定事業者の役割

- ・業務区域を定め、自ら又は委託して適切なリサイクルを広域的にできる旨の申請をし、国の認定を受ける。
- ・業務区域内の自治体と、補完的に協力する小売店から引き取り、静脈物流、中間処理、金属回収を自ら又は委託して実施。
- ・業務区域内の自治体から引き取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き拒めない。